（一）　第476号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎日曜日発行】　昭和32年(1957)5月5日（日）

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　平島敏治

自分のありのままを見せる勇気をもつ人は少い。

逸名

汚職県政はいつ晴れる

県民の理解から闘いへ

震え上った與黨、中間派議員

五月の空は青々と晴れ上ったが、福岡県政はいぜんどんよりと曇つて、一向晴れ間がみえない。土屋知事は予定のコース通り日赤病院のベッドにもぐつてしまった。辞任の意志さえ毛頭みせずあくまでもこのまま押し切ろうとするハラのようだ。県政特別調査委員として汚職解剖のメスを握つて活躍する政治局の浦川県議は県政汚職の動きと、これに対する県民の態度について、つぎのように語つている。

土屋の強心臓

「第一相銀のタの字も知らぬ」と大見得を切つた福岡県知事土屋香適の実弟が第一相銀の顧問であり しかも三十年十二月県が一億円の預託をした時期に、こん回の事件で起訴された金融ブローカ向井定則の紹介で入社されたというに至つては、もうたいがいの程ならここでバケの皮がはがれたといつて県民の前に謝罪レンポをまいて辞任するところだが……

国会や県会の喚問恐怖病？という前代未聞の仮病で入院し「未だ私は刑事上の責任なし」「悪いのは人が悪い」とウソぶいているのが土屋の強心臓といわれる由縁である。

巧みな役者達

こん回の事件を透してみるとき全く巧妙に計画され知能犯的なやり方である。例えば、出納長が県の金を預託することは法に許された権利であるとして、これを悪用し、しかも実施に当つては担当課長の人事異動を行い交替のドサクサに一億円の導入預金をしてしまつたという具合である。しかも一億円の導入預金が検察庁の手で摑まれると知るや、あわてて福岡相銀および西日本相銀に九千万円、それには何も備途も記していない金額を預託して、その金が第一相銀に預託されている。（これについては銀行間の商行為であると称している）その肩代りに第一相銀から県へ返済したと帳簿尻を合せている。このように公然と公金のタライ廻しをやつていながら、これでも法違反でないコゲついてはいないというのだろうか。

「取つて返せば元通り」という言葉があるが、こん回の如く実際にコゲつかせていながら返つたといつて県民をゴマ化していることは絶対に許されない態度である。

バラまかれた金・金

しかもこのようにして不正流用して得た賄賂「リベート」一千万円の金が保守政治一独占資本擁護一推行のための手段や土屋の次期選挙工作資金として自民党や中間派にバラ撒かれたり、または料亭での宴会政治に使われていたということにいたつては言語同断だといわなければならない。

土屋は三十年度に千二百万円の交際費を使いながら、さらにこのような不正な金の上にアグラをかいて土屋、山本、小林ラインなどといわれ専制を欲しいままにされては、労働者、農民、中小企業の勤労者大衆はたまつたものではない

妨害する議員

このような真相を徹底的に究明し、再び県政がこのような汚職で汚れることのないようにするのが特別調査委員会の使命である。

ところがこれにことごとに妨害する自民党議員、または佐藤委員長（公正会）の態度は全く不可解である。しかもそのご自民党の小林議長が贈収賄の容疑で逮捕された事件が与党や中間派議員を震え上らせ、さらに収賄容疑にまで発展するに及び、妨害の真意が漸く県民の前に明らかになつたわけである。

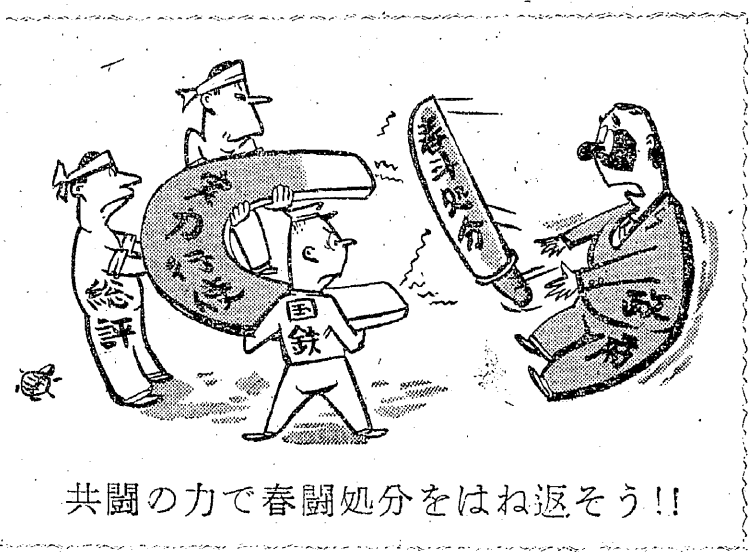

共闘の力で春闘処分をはね返そう!!

総評ゼネストで対応

国鉄処分は政府の策謀

一路土屋退治へ

したがつて、われわれはこん回の汚職事件をたんなる線香花火的態度で臨むことなく、この不正汚職は資本主義経済の申し子であるというようなことをこの機会に再確認するとともに、土屋退治に一保守反動えの闘い一にまで闘いを発展させ県民一人一人の理解と協力の上に立つて幅広い闘争を展開しなければならない。

なぜなら、県政特調委で土屋知事以下の真相究明をすることは自らの墓が破滅鏡の前に映し出され、自らの墓穴を掘ることになるからである。

しかしながら、こんな態度は県民の真の意向を無視するも甚だしいものであつて、当然県民の要望を担う社会党議員によつて粉砕されつつある。

そのためには知事不信任案の提出（議会三分の二の賛成）、リコール運動（七十万人の署名）に発展させなければならない。

だが現在の議会勢力からして自民二十五、新正十の反対に合えば過半数の知事不信任の採決はできても、不信任通過の公算はいまのところうすく、リコール運動といえども土屋知事の手に握られた選挙管理委員会が署名簿と有権者名簿との照簿を理由に、数年間も引延ばしされることも考えられるのである。

こんど十三日から一週間開かれる、炭労定期大会で「国鉄闘争支援に関する件」が上提される。これは今次国鉄労組の春季闘争で三月十六日臨時第四波実力行使を前に、十五日夜を徹しての団体交渉により、賃金引上げ、三十一年度業績手当の支払等を含めて春闘の諸目標うちいくつかの問題を解決十六日の臨時第四波、及び十九日、二十日に予定していた、実力行使を中止する指令を出した。

このように国鉄労組の春闘も一段落ついたが、三月二十六日の総評の計画に基いて最低賃金制獲得のため実力行使を行うことになつていた。

ところが政府や自民党から三月二十六日実力行使するならば三月二十三日支払う予定である業績手当の支払いを停止せよと、政府から国鉄当局に指令が来た。

政府が支払停止を指令したのが二十二日ですでに給料袋には三月分の給料と一緒に業績手当が入つていた。国鉄の組合としては春闘の際の解決事項である業績手当を支払わないということは協定違反として二十二日直ちに団交に入つたが支払わないの一点張りで、最後回答を求めて再三組合から連絡したが当局の誠意ある回答がなされず、ついに実力行使に入つたわけである。

このように三月二十三日の国鉄労組の実力行使は政府が労使間の協定調印されたことを反古にしようとする暴挙から発生したもので組合としては当然に労使の間で約束したことは必ず実行されなければならないとの立場から、いわゆる守勢の立場から闘つたことに対し不当処分の挙に出ようとしているのが内容である。

この闘いについて岩井総評事務局長は次のように語つている。

前進

憲法施行十周年に当りて

五月三日の憲法施行十周年の佳き日を迎えて、私たちは基本的人権の尊重と戦争放棄による平和憲法を、とくに十周年を記念して永久にこの考え方に立つた憲法を擁護しなければならない立場にある内閣総理大臣は、伊勢神宮に参拝し、憲法のケの字も触れずに、自己宣伝と愛嬌を振りまいてまわつている有様は、国民のわれわれとして実に不愉快である。

然るに一方、東京においては憲法擁護連盟の主催する憲法祝賀会がプリンス・ホテルで盛大に行われ、この席上には社会党、共産党をはじめ各国外交官、文化人あるいは知識人多数集つて盛大に平和憲法擁護の祝賀会を催されたということを聞いて、まことによろこばしい次第である。

一体だれが憲法を忠実に履行し、守らんとしているかということについては甚だ疑惑の念で国民はながめているだろう。

岸総理は憲法改正と再軍備強化の防衛計画の手土産をもつてアメリカに参上すべく一行動を行つたものであるにもかかわらずまず、家庭内でわが家の憲法精神はどうであるか、家庭円満に健康で文化的という精神が実行に移されているかどうか。あるいは家庭内でも第九条の精神が生かされているかどうか。また人間関係において男女同権の基礎が確立されているかどうか。

これらのもろもろの精神は国の憲法が家庭の中にまで確立されなければ、真に平和憲法の精神が尊重されたということにはならないであろう。

平和憲法は特定の者のためにあるのではなく、われわれ個々人のものでなければならない。平和憲法擁護はまず家庭から実行に移し、完全に国民一人ひとりのものにして始めて守られるものと確信する。

私たちは憲法の精神を現在どの程度各人が自覚し、しかもこの精神を家庭内まで実行に移しているかということは、お互いに反省してみる必要があるのではなかろうか

私たちは憲法で保障された団結権をもつて、われわれの労働条件の向上のための統一行動を行つたものであるにもかかわらず

これを弾圧し、労働組合の力を弱め、ますます再軍備政策とアメリカ一辺倒の政策を強引に押し切ろうとする保守政治のあり方については、全く憤満やる方のない憤りを感ずるものである。

われわれはあくまで基本的人権の尊重と戦争放棄を基本とした現在の憲法を死守しなければならないだろう。

不当処分は完全撤回まで

総評事務局長　岩井章

四月二日、政府、自民党はその連絡会議において、春闘における国鉄労組の実力行使に対し、その責任者を厳重処分をもつて臨むことを明らかにし、その後数次にわたる閣議においてもこのことを再三にわたつて確証している。

これに対し、総評は既にこのことについては総評全体として、実力行使、カンパを含め一切の方法で闘う。(4)総評においては臨時総評大会、各単産においても、最高の機関を開いて長期に闘う体制を確立する。等々のことを決定し、直ちにその行動を開始するに至つたが、四月十三日戦術委員会はさらに

(1)不当処分に対し、直ちに全国的な教宣活動を開始する。(2)発表の翌日、全単産全国一斉職場抗議大会を開催する。(3)全国にわたつて、県単位に早急に抗議大会を開催し、あわせて解雇撤回大衆交渉を行う。(4)組合員一人百円カンパを全単産で行い、闘争資金とする。ことを決定した。

階級的攻撃だ

総評が今次首切りに対し、このような体制と闘い方を決定した主な理由は

(1)今度の首切りは、前進しつつある日本労働運動全体に対する政府資本家の階級的攻撃であること。(2)合法性の拡大の中で労働運動の中心になつて闘つている国鉄労組をはじめとする官公労の組織破壊攻勢であること(3)国民と労働者階級の分離をねらい、弾圧政策、弾圧法制定を合法化するつもりであること。(4)政府資本家の支配体制の確立—生産性向上運動のおしつけ、軍事政策の促進—であり、一連の反動政策の表われである。

ということを明らかにし、闘いの経験の中から肌身に感じて、以上のことを知つたからである。元来、政府が「違法行為云々」と鬼の首でもとつたようなことをいつているが、もともとポ政令より出発した、公労法、公務員法などが違憲立法であることは、今さらいうまでもなく、われわれは今日まで政府の良識においてその廃止を期待し、またそのための闘争を今日まで続けてきたのであるが、今次不当処分撤回闘争は、明らかにかかる労働者の思想と意識を基礎としてくみたてておしすすめられているのである。春闘を通じて、労働者の連帯と統一行動の前進を経験した日本の全労働者は、日本労働運動がより大きな発展と質的成長を行う大きな組織として、この不当処分反対闘争を、一切の弾圧を排除して撤回まで徹底的に闘いつづけるであろう。

「新憲法十年」
俺の出る幕はまだか……
—大和魂—
（ピン太）